

入札説明書

調達物品名

広報さがみはら印刷

相模原市 企画財政局 財務部 契約課

(令和2年2月3日入札公告分)

この入札説明書は、政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）、相模原市契約規則（平成4年相模原市規則第9号。以下「契約規則」という。）、相模原市の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成22年相模原市規則第43号。以下「特例規則」という。）、本件の調達に係る入札公告（以下「入札公告」という。）のほか、本市が発注する調達契約に関し、一般競争に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 入札に付する事項

（1）入札番号

4006

（2）契約件名

広報さがみはら印刷

（3）数量

別紙仕様書のとおり

（4）履行期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

（5）納入場所

別紙仕様書のとおり

2 入札参加に必要な資格に関する事項

入札に参加することができる者は、次に掲げる条件をすべて満たしているものとする。

- （1）政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- （2）入札日現在、相模原市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱（平成8年4月1日施行）に基づく指名停止期間中でないこと。
- （3）参加する者が個人である場合には、その者が、相模原市暴力団排除条例（平成23年相模原市条例第31号。以下「市暴力団排除条例」という。）第2条第4号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）と認められないこと、又は、法人等（法人又は団体をいう。）である場合には、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等と認められないこと。
- （4）神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号。以下「県暴力団排除条例」という。）第23条第1項に違反したと認められないこと。
- （5）県暴力団排除条例第23条第2項に違反したと認められないこと。
- （6）市暴力団排除条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められないこと、又は参加する者の支店若しくは営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）の代表者が、暴力団員等と密接な関係を有すると認められないこと。
- （7）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始に申立てがなされている者（更

生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定が確定している者を除く。)でないこと。

- (8) 入札日前日現在、契約規則に基づく令和元・2年度競争入札参加資格者として登録され、営業種目が「オフセット印刷」及び細目が「広報誌」認定されていること。
- (9) 別紙「入札案件概要書」に定める参加条件に該当すること。
- (10) 事業協同組合が申請する場合、当該組合の組合員は申請できない。この場合、事業協同組合は組合の組合員を示す名簿を提出すること。

3 問合せ先及び契約条項を示す場所

〒252-5277 相模原市中央区中央2丁目11番15号

相模原市企画財政局財務部契約課

電話 042-769-8217(直通)

FAX 042-769-5325

ホームページURL <http://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/>

4 入札参加資格確認申請の手続に関する事項

2(8)に基づき、本市競争入札参加者名簿に登載がない者が特定調達に係る競争入札参加資格認定申請を行う場合は、次の方法によること。

- (1) 資格認定申請に関する問合せ先

「3 問合せ先及び契約条項を示す場所」のとおり

- (2) 申請及び書類提出期限

別紙「入札案件概要書」のとおり

- (3) その他

詳細は、かながわ電子入札共同システム内「電子入札システム」(以下「電子入札システム」という。)の説明によること。

ホームページURL <http://nyusatsu.e-kanagawa.lg.jp/>

5 入札参加の手続に関する事項

入札参加者は、次のとおり書類を提出すること。

- (1) 提出書類

ア 競争参加資格確認申請書(別紙1)(電子入札システムによる申請の場合は不要)

イ 2(9)に該当する契約書の写し

ウ 出荷証明書(別紙2)

- (2) 提出期間及び提出方法

5(1)の提出書類を、令和2年2月3日(月)午前9時から令和2年2月13日(木)正午までに電子入札システム又は紙等により提出すること。

(3) 提出場所

「3 問合せ先及び契約条項を示す場所」に提出すること。

(4) 入札参加資格の有無については、電子入札システムの競争参加資格確認通知書により行う。なお、紙入札にて参加する者にはファクシミリにより通知する。

(5) 入札参加者は、提出された書類に関し説明を求められた場合は、これに応じること。

(6) 提出書類受付締切日時は、紙入札の場合も同様とする。

(7) 競争参加資格確認通知書発行期間は、別紙「入札案件概要書」のとおり。

6 入札・開札の日時に関する事項

電子入札システムにより入札等を行う。

(1) 入札期間

令和2年3月16日(月)午前9時から令和2年3月17日(火)午後5時まで

(2) 開札日時

令和2年3月18日(水)午前10時00分

(3) 場所

相模原市中央区中央2丁目11番15号

相模原市役所第2別館4階入札室

注：入札書受付締切日時は、紙入札等も同様とするが、郵便入札の場合は、16の説明による。

7 入札参加資格の喪失に関する事項

(1) 入札参加を認められた後、入札書提出期限までに公告で定めた入札参加の資格を満たさなくなったときは、入札の参加資格を喪失する。

(2) 入札参加資格を喪失した入札参加者は、速やかに電話等で「3 問合せ先及び契約条項を示す場所」まで連絡し、入札参加資格喪失届を提出すること。

8 入札説明書(仕様書等)に関する事項

(1) 入札説明書(仕様書等)は、相模原市ホームページ「WTO「政府調達協定」の適用について」の「入札説明書」からダウンロード可。

(2) ダウンロードにより配布する仕様書等は積算用のため、それ以外の用途での使用・譲渡・再配布は禁止する。

(3) 質問及び回答

質問及び回答の期限は「入札案件概要書」のとおり。

質問は、相模原市ホームページ「申請書ダウンロード」に掲示している「質問回答書(電子入札用)」により作成し、電子入札システム内で添付ファイル形式により提出すること。

回答は、原則として電子入札システム内で公開するが、紙入札により参加する者については、ファクシミリにより回答を送付する。

(4) 質問は、上記(3)又はファクシミリの方法で行うこと。なお、それ以外の方法によるものは

受け付けない。

9 入札保証金に関する事項

契約規則第8条第3号により免除とする。

10 入札金額の記載に関する事項

- (1) 入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額）を加算した金額を持って契約金額とする。
- (2) 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、積算した契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札金額とすること。

11 入札の無効に関する事項

次のいずれかに該当する場合は無効とする。

- (1) 政令第167条の4に定める入札参加資格のない者がした入札
- (2) 契約規則第16条に該当する入札若しくは同規則に違反した入札
- (3) ICカード登録後に変更が生じているにもかかわらず、変更手続をしないまま入札に参加した入札
- (4) 他人名義のICカードを不正に取得し、使用して行った入札
- (5) ICカードを不正に使用した入札
- (6) 次に掲げる不備があった紙入札書
 - ア 入札者等の記名押印及び訂正印がないもの
 - イ 金額を訂正したもの又は金額の記載が不鮮明なもの
 - ウ 誤字・脱字等により意思表示が不明瞭なもの
 - エ 公告に示した案件名の記載がないもの
 - オ 所定の日時までには到達しないもの
 - カ 封筒に入札書を2通以上入れたもの
 - キ その他事前に示した項目の記載が漏れているもの
 - ク 紙入札承認を受けていないもの

12 落札者の決定方法に関する事項

- (1) 予定価格の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (2) 原則として、落札者の決定は開札日とする。
- (3) 最低札が同額の場合は、くじ引きにより決定とする。
- (4) 入札執行回数は、原則として1回とするが、開札の結果、予定価格の範囲内の入札がないときは、再度入札を1回行う。その場合は「電子入札システム」により開札日から起算して7日（閉庁日を除く。）以内に再入札通知書を発行する。

なお、1回目の入札に参加しなかった者、無効な入札をした者または1回目の入札で失格となった者は再度入札に参加することができない。

(5) 落札者決定通知書は電子入札システムにより通知する。

(6) 紙入札により参加した者へは(4)及び(5)の通知はファクシミリにて通知する。

1.3 契約保証金に関する事項

原則として、契約金額の10分の1以上の契約保証金を契約時までには納付すること。ただし、契約規則第34条の規定に該当する場合、契約保証金を免除できるものとする。

1.4 入札の中止等に関する事項

(1) 入札を公正に執行することができないと判断したときは、入札を中止、延期又は取消しをする。

(2) 開札した後であっても、地方自治法第234条第5項の規定により契約が確定する前に、発注者による、入札執行手続きの誤り又は入札公告や仕様書の誤りが原因で、入札の公正性が損なわれていることが判明した場合には、入札を取消しとすることがある。

(3) 入札参加者がいない入札については、中止とする。

(4) 入札を中止、延期又は取消した場合は、その旨を入札参加者全員に通知する。

(5) 入札が中止、延期又は取消しとなった場合、入札のために要した費用を相模原市に請求することはできない。

1.5 契約金の支払方法に関する事項

1ヶ月間の納入分について、検査検収終了後、その1ヶ月分をまとめた請求により支払う。

1.6 郵便入札に関する事項

(1) 郵便入札は、原則として遠隔地(例えば日本国外等)にある者を対象とする。郵便入札を行う場合は、「3 問合せ先及び契約条項を示す場所」に事前に連絡すること。

(2) 郵便入札は、「簡易書留」又は「一般書留」郵便によること。この書留郵便は、二重封筒とし、別紙様式による入札書を中封筒に入れ密封の上、中封筒には氏名等を朱書し、外封筒には入札番号、件名及び開札日とともに「入札書在中」と朱書し、「郵便局留め」と記載すること。また、郵送した日に「3 問合せ先及び契約条項を示す場所」に必ず電話連絡すること(日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで)。なお送付先は、次のとおりとする。

〒252-0299

日本郵便株式会社

相模原郵便局留め

(3) 加入電信、電報、電話その他の方法による入札は認めない。

(4) 提出期限は、別紙「入札案件概要書」のとおり。

1.7 開札に立ち会う者に関する事項

開札は電子入札システムにおいて行うため、原則として入札者の立会いは要しない。ただし、立会いを希望する場合は、開札日前日までに「3 問合せ先及び契約条項を示す場所」に連絡すること。

また、開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とする。ただし、代理人が立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限の委任をした書類を事前に提出しなければならない。

1.8 その他

- (1) 契約の締結にあたっては、契約書の作成を要する。なお、契約書の作成費用は落札者の負担とする。また、契約条項は、別添「契約書(案)」による。
- (2) この調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定(平成7年条約第23条)の適用を受けるものである。
- (3) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (4) 談合に関する情報がよせられた場合は、相模原市談合情報対応マニュアル(平成16年6月1日施行)によるものとする。
- (5) 苦情申立て
 - ア 当該調達に関し、相模原市入札監視委員会に対して苦情申立てを行うことができる。
 - イ 落札者の決定後苦情申立てが行われた場合、相模原市政府調達に関する苦情処理手続要綱(平成22年4月1日施行)に基づき、契約締結の停止等が行われる場合がある。
- (6) 競争入札参加資格の決定を受けていない者の参加
 - 2(8)に掲げる競争入札参加資格の決定を受けていない者が競争入札に参加するためには、当該参加資格を有する旨の決定を受けなければならない。
- (7) 手続等の詳細及びこの公告に規定のない事項については、「契約規則」、「特例規則」、「電子入札運用基準」及び「相模原市物品購入(工事に使用する物品以外)に係る電子入札実施要領」によるものとする。
- (8) 落札決定後、契約締結までの間に、「2 入札参加に必要な資格に関する事項」(1)から(7)のいずれかを満たしていないと認められる場合には、契約を締結しない。

入札案件概要書

公告日 令和 2年 2月 3日

公告別案件 No 5 / 6

入札番号	4006		
契約件名	広報さがみはら印刷		
数量	別紙仕様書のとおり		
履行期間	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで		
納入場所	別紙仕様書のとおり		
参加条件	認定営業種目 (入札日の前日まで)	営業種目	細目
		オフセット印刷	広報誌
	実績	公告日から、過去5年において、国若しくは地方公共団体に印刷物を10回以上の納入実績があること。	
履行能力	当該印刷に係る使用用紙について、製紙会社等から出荷引受の証明書が提出できること。 事業協同組合が申請する場合、当該組合の組合員は申請できない。ただし組合員の実績は、組合の実績として認める。		
競争参加資格確認申請書受付期間	令和 2年 2月 3日(月)午前9時	から	令和 2年 2月13日(木) 正午 まで
競争参加資格確認通知書発行期間	令和 2年 2月20日(木)午後1時	から	令和 2年 2月20日(木)午後5時 まで
参加資格がないと認められた理由の説明請求期限	令和 2年 3月 3日(火)午後5時		
質問期限	令和 2年 2月27日(木)		
回答期限	令和 2年 3月 6日(金)		
理由の説明請求に係る回答期限	令和 2年 3月10日(火)午後5時		
入札書受付期間	令和 2年 3月16日(月)午前9時 から 令和 2年 3月17日(火)午後5時 まで		
	*郵便の場合 令和 2年 3月16日(月)までに必着		
開札予定日時	令和 2年 3月18日(水)午前10時00分		
備考	この調達、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。 本契約は、令和2年度相模原市予算が令和2年3月31日までに相模原市議会において可決された上、同年4月1日に契約を締結することによって確定するものとする。		

広報さがみはら印刷仕様書
令和2年4月15日号～令和3年4月1日号

1. 履行期間

令和2年4月1日～令和3年3月31日

2. 規格

(1) 判型 タブロイド判

(2) ページ数・色数

(ア) 1日号

製作ページ数	出来上がりページ数	色数	予定発行回数
12	12	4色(1・6・7・12ページ) 2色(2・3・4・5・8・9・10・11ページ)	2
16	16	4色(1・8・9・16ページ) 2色(2・3・4・5・6・7・10・11・12・13・14・15ページ)	10
合 計			12

(イ) 15日号

製作ページ数	出来上がりページ数	色数	予定発行回数
10	8	4色(1・8ページ) 2色(2・3・4・5・6・7ページ)	2
14	12	4色(1・6・7・12ページ) 2色(2・3・4・5・8・9・10・11ページ)	10
合 計			12

1ページの一部(トピックス)及び最終ページは区版(区ごとのページを3種類発行)

(3) 紙質 次の全てに該当する古紙パルプ配合率の高い非塗工紙

古紙パルプ配合率70%以上

白色度70%以上

D判53.5kg程度

「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に定める総合評価値が80以上

3. 発行予定部数

広報さがみはら1号あたり198,600部。部数は予定数量であり、状況により予定数量に達しない場合もある。なお、各発行部数は、各号の校了までに別途発注書で指示する。

4. 印刷用データ

印刷用データは、原則、発注者が指定する者が、外部サーバーにアップロードする方法で入稿する。入稿日は、別紙1「令和2年度 広報さがみはら印刷用データ入稿日(予定)」を参照のこと。

入稿する印刷用データを正確に印刷できるソフトを使用すること。なお、発注者が指定する者が入稿する印刷用データの作成ソフト名・データ形式等は次のとおりとする。

- ・ Adobe InDesignCS 3 ~ 6 以上 ・ Adobe Illustrator CS 3 ~ 6 以上
- ・ Adobe PhotoshopCS 3 ~ 6 以上

正確に出力できるかを十分確認すること。確認時に修正等が必要な箇所を発見した場合は、速やかに発注者に報告すること（この場合、発注者が指定する者が早急に印刷用データを再作成し、再入稿する）。

5. 色校正

受注者は、次の表のとおり、校正紙を印刷用データ入稿日同日の午前 11 時までに、発注者の事務室に納入する。

なお、納入日は、別紙 1「令和 2 年度 広報さがみはら印刷用データ入稿日（予定）」を参照のこと。

納入物	納入ページ	納入部数	納入時間	納入場所
色校正用校正紙ほか（ ）	4 色面及び区版	各 1 部	午前 11 時	広聴広報課

印刷用データをブルーフ紙にインクジェットプリンタで印刷したもの

- (1) 色校正は、印刷用データをブルーフ紙に印刷した校正紙を確認する方法で、広聴広報課事務室内で行い、校了後に印刷を開始する。
- (2) 色校正の段階で、内容修正の必要が生じる場合もあるが、その場合は、発注者が指定する者がデータを修正・納品後、版を作成し直し、発注者が再度色校正を行ったうえで、校了後に印刷を開始する。

軽微な文字校正の場合は、受注者が文字修正をすることもあり得るので、可能な限り対応すること。

6. 印刷

- (1) 刷り始めから終わりまで、すべての紙面に汚れ、印刷ムラや版ずれが無く、鮮明に印刷すること。
- (2) 発注者からの印刷の差し止め、紙面変更等の緊急要請があった場合には速やかに対応すること。その場合、受注者の入力誤り等、受注者の責による場合は受注者の責任で行う。受注者の責によらない場合は、発注者と受注者とが協議のうえ決定する。

7. 納品

- (1) 受注者は、別紙 2「令和 2 年度 広報さがみはら納品日程表（予定）」の納品 1 の前日（土・日曜日、祝日等の場合はその前日）の午前 10 時までに、別途発注書で指示する部数を、発注者が指定する配送業者の作業場所に納品する。なお、15 日号は広報さがみはら緑区版、中央区版、南区版に束を分けて納品するものとする。
- (2) 納品部数とは別に、納品 1 の前日（土・日曜日、祝日等の場合はその前日）に広聴広報課事務室へ、1 日号は 200 部、15 日号は 400 部（中央区版 200 部、緑区版 100 部、南区版 100 部）をサンプルとして納品すること。なお、サンプルの製造に要する必要経費は受注者の負担とする。
- (3) 納品 1 の前日の午前 11 時までに、広報さがみはらの PDF 形式のデータを、広聴広報課事務室に CD-R にて 1 点納品する。その際、広告掲載部分を白塗り状態にした、全ページを一つのデータにしたファイル（15 日号は表紙と区版をみどり・ちゅうおう・みなみの順に並べる）を納品すること。

解像度は72dpi程度とし、写真等の画像は可能な限り鮮明にすること。また、PDFファイル形式に変換するときは、ファイルサイズに注意すること(12ページ換算で5MBを目安)。なお、PDFファイルのバージョン等は次のとおり。

バージョン：1.5(Acrobat6.x)

作成者：「相模原市役所」とすること

タイトル：必ず入力すること

フォント：全て埋め込むこと(印刷された紙をスキャナで読み込み、画像・PDFファイルにしたデータは不可)

広告：消去すること

- (4) 納品2の日までに、校了内容を反映した全ページのテキストデータを、広聴広報課事務室にCD-Rにて1枚納品する。その際、納品したテキストデータをそのままホームページに掲載できるよう、読みやすい体裁にしておくこと。
- (5) 声・点字広報用として、受注者は、発注者が指示する方法により、校了日の翌営業日に次の表のとおり発注者に納入する。

納入物	納入時間	納入場所
広報さがみはら 全ページ2部と白黒コピー28部	午前11時まで (校了時間が午後8時を過ぎた場合は 午後3時まで)	広聴広報課
校了内容を反映した 各ページ別のテキストデータ()	午前11時まで	

当該テキストデータの送付を1日～2日程度早める場合があるが、その場合は、別途発注者が指示する。

8. その他

- (1) 発注者とのやり取りは、すべて日本語で行うこと。
- (2) 当該契約期間を通じて「広報さがみはら」印刷業務に携わることができる、印刷技術に精通した営業担当者及びオペレーター等の担当者を、日程表に沿って円滑に業務を進めるに十分な人数を配置すること。
- (3) 緊急時の対応などのため、発注者の指示を受けたときから概ね1時間以内に、営業担当者等が広聴広報課事務室に到着できる体制を整えること。
- (4) 契約金額は、面・版下・写真版などの印刷経費、校正紙を含む紙類の経費、納品に要する経費など、一切を含める。
- (5) 校了後に、発注者が臨時的な紙面変更等の指示をした場合でも、可能な限り応じること。
- (6) 本業務によって作成された印刷物及び編集データ(イラスト、地図、表、ロゴ、タイトルなどを含む)の二次利用については、発注者から受注者へ了承を得た上で使用できるものとする。また、発注者と受注者の協議の上、発注者が制作物の意匠を改変して使用することができるものとする。

9. 環境配慮事項

この契約における業務の実施においては、次の事項に留意する。

- (1) 「相模原市環境方針」の主旨を理解し、業務を行う。
- (2) 発注者への提出書類及び添付資料(校正紙を除く)は、原則として再生紙を使用する。
- (3) 業務実施時に車両を使用する場合は、アイドリングストップの実施を徹底し、他者に運搬

等を委託する場合においても、アイドリングストップの実施を周知するよう努める。

- (4) 業務の実施においては、廃棄物の減量化・資源化に取り組むとともに、廃棄物の処理にあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等、関連法令等を遵守し、適正に処理する。

10. 個人情報の保護

- (1) 受注者は、この契約の履行により知り得た一切の情報を第三者に提供若しくは漏らし、又は契約の履行以外の目的に使用してはならない。契約期間満了後又は契約解除後においても同様とする。
- (2) 受注者は、この契約の履行のために個人情報を取り扱う場合は、資料1「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守しなければならない。

11. その他

この仕様に定めのない事項については、発注者と受注者とが協議し、定めるものとする。

令和2年度 広報さがみはら印刷用データ入稿日（予定）

発行日	入稿日 【午前8時30分】
4月15日号	4月6日（月）
5月1日号	4月21日（火）
5月15日号	5月1日（金）
6月1日号	5月21日（木）
6月15日号	6月4日（木）
7月1日号	6月22日（月）
7月15日号	7月6日（月）
8月1日号	7月21日（火）
8月15日号	8月5日（水）
9月1日号	8月21日（金）
9月15日号	9月4日（金）
10月1日号	9月18日（金）
10月15日号	10月6日（火）
11月1日号	10月22日（木）
11月15日号	11月5日（木）
12月1日号	11月19日（木）
12月15日号	12月4日（金）
1月1日号	12月18日（金）
1月15日号	1月5日（火）
2月1日号	1月21日（木）
2月15日号	2月3日（水）
3月1日号	2月17日（水）
3月15日号	3月4日（木）
4月1日号	3月23日（火）

令和2年度 広報さがみはら納品日程表(予定)

発行日		納品1		納品2	
4月15日	水	4/9	木	4/10	金
5月1日	金	4/24	金	4/27	月
5月15日	金	5/11	月	5/12	火
6月1日	月	5/26	火	5/27	水
6月15日	月	6/9	火	6/10	水
7月1日	水	6/25	木	6/26	金
7月15日	水	7/9	木	7/10	金
8月1日	土	7/28	火	7/29	水
8月15日	土	8/11	火	8/12	水
9月1日	火	8/26	水	8/27	木
9月15日	火	9/9	水	9/10	木
10月1日	木	9/25	金	9/28	月
10月15日	木	10/9	金	10/12	月
11月1日	日	10/27	火	10/28	水
11月15日	日	11/10	火	11/11	水
12月1日	火	11/25	水	11/26	木
12月15日	火	12/9	水	12/10	木
1月1日	金	12/23	水	12/24	木
1月15日	金	1/8	金	1/12	火
2月1日	月	1/26	火	1/27	水
2月15日	月	2/8	月	2/9	火
3月1日	月	2/22	月	2/24	水
3月15日	月	3/9	火	3/10	水
4月1日	木	3/26	金	3/29	月

個人情報の取扱いに関する特記事項

(個人情報の保護に関する条例等の遵守)

第1条 「広報さがみはら印刷」(以下「本業務」という。)について、受注者は、相模原市の定める個人情報保護条例及び関係法令等に基づき、本個人情報の取扱いに関する特記事項(以下「本特記事項」という。)を遵守しなければならない。

(責任体制の整備)

第2条 受注者は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(作業責任者等の報告)

第3条 受注者は、個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者を定め、業務の着手前に書面により発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者を変更する場合の процедуруを定めなければならない。

3 受注者は、作業責任者を変更する場合は、事前に書面により発注者に申請し、その承認を得なければならない。

4 受注者は、作業従事者を変更する場合は、事前に書面により発注者に報告しなければならない。

(作業場所の特定)

第4条 受注者は、発注者と協議し、個人情報を取り扱う場所(以下「作業場所」という。)を定め、本業務の着手前に書面により発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、作業場所を変更する場合は、事前に書面により発注者に申請し、その承認を得なければならない。

3 受注者は、発注者の事務所に作業場所を設置する場合は、作業責任者及び作業従事者に対して、受注者が発行する身分証明書を常時携帯させ、事業者名が分かるようにしなければならない。

(監督、教育等の実施)

第5条 受注者は、個人情報の取扱いに関する作業責任者及び作業従事者に対する適切な監督を行うとともに、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、作業責任者及び作業従事者が遵守すべき事項その他本業務の適切な履行に必要な教育及び研修を作業責任者及び作業従事者全員に対して実施しなければならない。

2 受注者は、前項の教育及び研修を実施するに当たり、実施計画を策定し、実施体制を確立しなければならない。

(守秘義務)

第6条 受注者は、本業務の履行により直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。契約期間満了後又は契約解除後も同様とする。

2 受注者は、本業務に関わる作業責任者及び作業従事者に対して、退職した後も含め、みだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用させないため必要かつ適切な監督をしなければならない。また、本業務に関わる作業責任者及び作業従事者に対して、秘密保持に関する誓約書を提出させ、書面によりこのことを発注者に報告しなければならない。

(再委託)

第7条 受注者は、本業務を第三者へ委託(以下「再委託」という。)してはならない。

2 受注者は、本業務の全部又は一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、業務の着手前に次に定める項目を明確にした上で、書面により再委託する旨を発注者に申請し、その承認を得なければならない。

(1)再委託先の名称

(2)再委託する理由

(3)再委託して処理する内容

(4)再委託先において取り扱う情報

(5)再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法

3 前項の場合、受注者は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

4 受注者は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の方法及び方法について具体的に規定しなければならない。

5 受注者は、再委託先に対して本業務を委託した場合は、その履行状況の管理及び監督をするとともに、発注者の求めに応じて、管理及び監督の状況を発注者に対して適宜報告しなければならない。

6 受注者は次に定める事項を遵守するものとする。再委託先が委託された業務をさらに第三者へ委託する場合のように委託が繰り返される場合においても同様とし、再委託の契約書等にその趣旨を盛り込むものとする。(この場合においては、再委託など事業者のつながりを「委託の系列」という。)

(1)受注者は、受注者に関する特記事項に係る書面及び受注者が委託の系列を通じて取得した特記事項に係る書面の写しを、発注者へ提出するものとする。

(2)前号の書面を用いる場合だけでなく、書面を用いない場合においても、個人情報の取扱いに関する承認、指定等、意思決定に関わる事項は、事前に委託の系列を通じ発注者の承認、指定等を得るものとする。

(3)受注者が再委託する場合、第1号の「発注者」を「委託の系列を通じ相模原市」と、第15条の「発注者」を「発注者及び相模原市」と、第16条第3項の「発注者」を「相模原市」とする。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第8条 受注者は、本業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 受注者は、発注者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(個人情報の管理)

第 9 条 受注者は、本業務において利用する個人情報を保持している間は、次の各号の定めるところにより、個人情報の管理を行わなければならない。

- (1) 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室で嚴重に個人情報を保管すること。
- (2) 発注者が指定した場所へ持ち出す場合を除き、作業場所から持ち出さないこと。
- (3) 個人情報を電子データで持ち出す場合は、電子データの暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施すこと。
- (4) 事前に発注者の承認を受けて、業務に必要最小限の範囲で行う場合を除き、個人情報の複製又は複写をしないこと。
- (5) 個人情報を移送する場合、移送時の体制を明確にすること。
- (6) 個人情報を電子データで保管する場合、当該データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況並びに記録されたデータの正確性について、定期的に点検すること。
- (7) 個人情報の紛失、漏えい、改ざん、破損その他の事故(以下「個人情報の漏えい等の事故」という。)を防ぎ、真正性、見読性及び保存性の維持に責任を負うこと。
- (8) 作業場所に、私用パソコン、私用外部電磁的記録媒体その他の私用物を持ち込んで、個人情報を扱う作業を行わせないこと。
- (9) 個人情報を利用する作業を行うパソコンに、個人情報の漏えいにつながると考えられる業務に関係のないアプリケーションをインストールしないこと。
- (10) 個人情報を、電子メールで送信しないこと。ただし、発注者が承認したときはこの限りではない。

(提供された個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第 10 条 受注者は、本業務において利用する個人情報について、本業務以外の目的で利用してはならない。また、発注者の承認なく第三者へ提供してはならない。

(受渡し)

第 11 条 受注者は、発注者との間の個人情報の受渡しに関しては、書面により発注者に対して申請し、その承認を得なければならない。

- 2 前項の場合において、受注者は、発注者が指定した手段、日時及び場所で行った上で、発注者に個人情報の受領書を提出しなければならない。

(個人情報の返還又は消去等)

第 12 条 受注者は、本業務の終了時に、本業務において利用する個人情報について、発注者の指定した方法により、返還又は消去若しくは廃棄を実施しなければならない。

- 2 受注者は、本業務において利用する個人情報を消去又は廃棄する場合は、事前に消去又は廃棄すべき個人情報の項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法及び処理予定日を書面により発注者に申請し、その承認を得なければならない。

- 3 受注者は、個人情報の消去又は廃棄に際し発注者から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。

- 4 受注者は、本業務において利用する個人情報を廃棄する場合は、当該情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。
- 5 受注者は、個人情報の消去又は廃棄を行った後、消去又は廃棄を行った日時、担当者氏名及び消去又は廃棄の内容を記録し、書面により発注者に対して報告しなければならない。

(開示請求等)

第13条 個人情報に係る本人からの開示請求、訂正請求及び利用停止請求(以下「開示請求等」という。)については、発注者が相模原市個人情報保護条例の規定に基づき対応するものとする。

(定期報告及び緊急時報告)

第14条 受注者は、個人情報の取扱いの状況について定期に又は発注者の求めに応じて書面により報告しなければならない。

- 2 受注者は、個人情報の取扱いの状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

(監査及び検査)

第15条 発注者は、本業務に係る個人情報の取扱いについて、本契約及び本特記事項の遵守状況を確認するため、受注者に対して、監査又は検査を行うことができる。

- 2 発注者は、前項の目的を達するため、受注者に対して必要な情報を求め、又は本業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

- 3 受注者は、前項の規定による指示を受けたときは、その指示に対する対応について、発注者が指定する期限までに報告しなければならない。

(事故時の対応)

第16条 受注者は、本業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに発注者に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況を書面により報告し、発注者の指示に従わなければならない。

- 2 受注者は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、発注者その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。

- 3 発注者は、本業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約解除)

第17条 発注者は、受注者が本特記事項に定める義務を履行しない場合は、本業務の全部又は一部を解除することができる。

- 2 受注者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、発注者に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第 18 条 受注者の故意又は過失を問わず、受注者が本特記事項の内容に違反し、又は怠ったことにより、発注者に対する損害を発生させた場合は、受注者は、発注者に対して、その損害を賠償しなければならない。

2 受注者は、第三者に本業務の実施に起因する損害を与えた場合は、その損害を自らの責任において賠償するものとする。

入札内訳書

件名「広報さがみはら印刷」

令和2年4月15日号から令和3年4月1日号（令和2年4月1日～令和3年3月31日納品分）消費税10%

	品名	規格 製作ページ数	単位	単価 (税抜)	発行予定部数/回	発行回数	金額(税抜)
1	広報さがみはら 1日号 16ページ	16ページ	部		198,600	10	
2	広報さがみはら 15日号 12ページ	14ページ (1~11頁+区版3頁)	部		198,600	10	
3	広報さがみはら 1日号 12ページ (P1.6.7.12が4色)	12ページ	部		198,600	2	
4	広報さがみはら 15日号 8ページ (P1.8が4色)	10ページ (1~7頁+区版3頁)	部		198,600	2	
発行回数合計						24	合計金額

入札書の金額と入札内訳書の合計金額に相違がないようにすること。

落札決定後、速やかに入札内訳書を提出すること。

総価単価契約（分割払い）とする。

税抜金額を記入すること。

発行予定部数は、数量に達しない場合がある。

毎月、月末までに検査検収が完了した分について、単価（税込）に実際に発行した部数を乗じた金額を合算した合計金額で支払うものとする。

物件売買契約書(案)

契約番号																			
------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

1	契約件名	広報さがみはら印刷											
2	契約物件	品名	規格	単位	単価 (税込)								
		別紙契約単価内訳のとおり											
3	納入場所	指定箇所											
4	納入期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで											
5	発注上限額				百万				千				円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額					百万				千				円
<p>(注)「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法並びに地方税法の規定により算出したもので、対象となる契約金額に 10/110 を乗じて得た額である。</p>													
6	契約の保証	免除(第11条全文削除) 現金 _____ 円 保険加入 _____ 有価証券 _____ 円											
7	瑕疵担保責任期間	物件引渡し完了の日から起算して _____ 年間											
8	その他の事項												

上記物件売買について、相模原市を発注者とし、 _____ を受注者とし、次の契約条項に基づき契約を締結する。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、発注者と受注者とが記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 相模原市中央区中央2丁目11番15号
 相模原市
 代表 相模原市長 本村 賢太郎 印

受注者

印

契 約 条 項

(総則)

第1条 受注者は、この契約書に基づき、仕様書等(仕様書、見本及びこれらに対する質問回答書等をいう。以下同じ。)に従い、日本国の法令を遵守し、この契約(この契約書及び仕様書等を内容とする物品の売買契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。

- 2 受注者は、発注者による指示に基づき、契約物件を納入するものとする。
- 3 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 4 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 5 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第2条 受注者は、発注者の許可を受けたときを除くほか、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供してはならない。

(特許権の使用)

第3条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている材料(写真、イラスト及び文章等を含む。)製造方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

(守秘義務)

第4条 受注者は、本契約において知り得た個人情報その他の秘密を漏らしてはならない。これは、契約物件の引渡後も同様とする。

(検収及び引渡し)

第5条 受注者は、第1条第2項に基づき契約物件を納入しようとするときは、発注者の検収を受けなければならない。

- 2 前項の検収に合格したときは、当該物件が発注者から発注者に引渡されたものとする。
- 3 第1項の検収の結果、不合格品があるときは、受注者は、発注者の指定する期間内に良品と引替え、検収を受けなければならない。

(契約代金の算定)

第6条 本契約に係る契約代金は、本契約書に定める物件の単価と、発注者の指定する期日までに確定した数量を乗じて積算した金額とする。

(契約代金の支払い等)

第7条 受注者は、第5条の規定による検収に合格した後、前条の規定により契約代金を算定し、所定の手続きにより、納入部分に相応する契約代金の請求をするものとする。

- 2 発注者は、前項の適法な請求があったときは、その日から30日以内に相模原市指定金融機関において支払うものとする。

(危険負担)

第8条 契約物件引渡し前に、発注者受注者双方の責に帰することができない理由により、契約物件に生じた損害はすべて受注者の負担とする。

(瑕疵担保責任)

第9条 発注者は、瑕疵担保責任期間中、受注者に対して、契約物件の瑕疵の補修(他の良品との交換を含む)又は瑕疵の補修に代えて、若しくは補修とともに、その瑕疵によって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、その瑕疵が天災その他の不可抗力に起因したと発注者が認めるときは、この限りでない。

(履行遅延の場合の違約金)

第10条 受注者の責に帰する理由により、発注者の指定する日までに契約物件を納入しないときは、受注者は、発注者に対して違約金を支払わなければならない。

- 2 前項の違約金は、遅延日数に応じ、発注上限額又は未納部分に相当する金額につき年2.7パーセントの割合で算出した金額とする。

(契約の保証)

第11条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第3号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
 - (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
 - (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額又は保険金額は、発注上限額の10分の1以上としなければならない。
 - 3 第1項の規定により、受注者が同項第2号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第3号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
 - 4 契約保証金から生ずる利子は、発注者に帰属するものとする。

(物価変動に基づく契約単価等の変更)

第12条 契約期間内に経済事情の激変その他の予期することのできない異常な事態が発生し、契約単価が著しく不適当となったときは、発注者と受注者とが協議の上、契約単価又は物件の規格等を変更することができる。

(納入期限の延長)

第13条 受注者は、天災地変その他の正当な理由により発注者の指定する日までに納入を完了できないときは、発注者に納入期限の延長を請求することができる。その延長日数は、発注者と受注者が協議してこれを定めるものとする。

(発注者の契約解除権)

第14条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 受注者の責に帰する理由により、発注者の指定する日若しくは発注者の指定する日以後相当の期間内に契約物件の納入をしないとき、又は納入する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 契約の履行に当たり、法令の規定による必要な許可若しくは認可等を失い、又は営業の停止を命じられる等受注者が契約者たる資格を欠いたとき。
- (3) 第2条の規定に違反したとき。
- (4) 受注者の振出した手形又は小切手が不渡りになったとき。
- (5) 破産、民事再生、会社更生手続開始の申立の時又はそれらの申立を受けたとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか受注者又はその代理人が本契約に違反し、本契約の目的を達成することができないとき。

(契約が解除された場合等の違約金)

第14条の2 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、発注上限額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 前条の規定によりこの契約が解除された場合

(2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等

(3) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人

3 第1項の場合において、第11条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

(暴力団等排除に係る発注者の契約解除権)

第15条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害が生じても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

(1) 受注者が個人である場合には、その者が、相模原市暴力団排除条例(平成23年相模原市条例第31号。以下本条及び第20条において、「条例」という。)第2条第4号に規定する暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)と認められるとき、又は、法人等(法人又は団体という。)である場合には、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等と認められるとき。

(2) 受注者が、神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号。以下本条において、「県条例」という。)第23条第1項に違反したと認められるとき。

(3) 受注者が、県条例第23条第2項に違反したと認められるとき。

(4) 受注者が、条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められるもの、又は受注者の支店若しくは営業所(常時業務の契約を締結する事務所をいう。)の代表者が、暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものであると認められるとき。

2 前項の規定により契約が解除された場合において、受注者は発注上限額の10分の1に相当する金額を違約金として発注者の指定する期間内に納付しなければならない。

3 前項の場合において、第11条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

(談合その他不正行為による発注者の契約解除権)

第16条 発注者は、受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害が生じても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。以下この条において同じ。）
- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。）において、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (3) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (4) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）の、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは同法第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、発注上限額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 3 第1項の規定によりこの契約が解除された場合において、第11条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

（受注者の契約解除権）

第17条 受注者は、発注者がこの契約に違反し、物件の納入が不可能になったときは契約を解除することができる。

- 2 前項により、受注者が損害を受けたときは、発注者は、その損害を賠償しなければならない。その場合における損害賠償額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

（解除に伴う措置）

第18条 発注者は、この契約が解除された場合において、第5条の規定に基づき検収に合格し引渡しを受けた物品がある場合は、当該引渡しを受けた部分に相應する契約代金を受注者に支払わなければならない。

（談合その他不正行為による賠償の予定）

第19条 受注者は、第16条第1項各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、発注上限額の10分の1に相当する額を支払わなければならない。業務が完了した後も同様とする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 第16条第1項第1号から第3号までのうち、当該納付命令又は排除措置命令の対象となった行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売に該当するとき、その他発注者が特に認めるとき。

(2) 第16条第1項第4号の規定に該当する場合において、受注者が刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

- 2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

（暴力団等からの不当介入の排除）

第20条 受注者は、契約の履行に当たって、条例第2条第2号に定める暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員等から不当介入を受けたときは、遅滞なく発注者に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。

- 2 受注者は、暴力団又は暴力団員等からの不当介入による被害を受けたときは、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

（紛争の解決等）

第21条 この契約条項について疑義が生じたとき、又はこの契約書に定めのない事項については、その都度、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

（合意管轄裁判所）

第22条 この契約に係る訴訟については、専属管轄を除くほか、発注者の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

競争参加資格確認申請書

年 月 日

相模原市長 あて

申請者
郵便番号
所在地
商号又は名称
代表者職氏名 印
(代理人氏名)
(電話番号)

次の案件に係る一般競争入札に参加したいので、入札説明書に記載された入札に参加する者に必要な資格を満たすための提出書類を添えて申請します。

公告年月日	
入札番号	
調達物品名	

年 月 日

相 模 原 市 長 あて

出荷元 所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

出 荷 証 明 書

この入札に関して2の出荷先の会社が落札した際は、指定の納期に間に合うよう、当社が製造（又は輸入）している3の商品を、当社において2の落札者あてに出荷することを証明いたします。

記

1 入札件名及び納入期間

件 名 広報さがみはら印刷

納入期間 令和2年4月1日～令和3年3月31日

2 出荷先（入札参加者）

所在地

商号又は名称

3 出 荷 品

（1）商 品 名

（2）規 格

（3）出 荷 数 量

この様式の仕様を満たすものであれば別の様式を使用してもかまいません。